

提出書類チェック表

年 月 日

(申請者)

番号	有無	名 称	備 考
1		解体業許可(許可の更新)申請書	様式第5(第55条関係) 役員の氏名欄は「別紙(記載)のとおり」でも可
2		解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図), 設計計算書, 付近の見取り図※1	平面図, 付近見取図必須
3		施設の所有権(又は使用権原)の証明書※1	土地公図, 謄本, 契約書の写し等
4		事業計画及び収支見積書(様式1)	
5		本籍地が記載された住民票の写し	申請者が個人の場合
6		定款又は寄附行為	申請者が法人の場合
		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
		役員の本籍地が記載された住民票の写し	
7		・株主・出資者等一覧表	一覧表は所有株式数・総出資額を記載した書類 発行済株式総数又は総出資額の5/100以上を占める者
		・個人株主:本籍地が記載された住民票の写し	
		・法人株主:登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
8		使用人の本籍地が記載された住民票の写し	使用人(本店若しくは支店の代表者又は解体業に係る契約締結権限を有する者)
9		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し	申請者が未成年者であり, かつ, その法定代理人が個人の場合
10		法定代理人の定款又は寄附行為	申請者が未成年者であり, かつ, その法定代理人が法人の場合
		法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
		法定代理人の役員の本籍地が記載された住民票の写し	
11		誓約書	
12		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	・対象者は住民票と同様 ・手続き等の窓口は, 最寄りの法務局
13		他県等の許可証の写し※2	既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合(更新許可の場合は不要)
14		標準作業書	許可申請書に記載しない場合
手数料(高知市収入証紙)			・新規78,000円 ・更新70,000円

※1:更新許可の場合, 前回の許可申請時から施設関係の変更がなければ, 施設関係の添付書類(2及び3)は不要

※2:本市での解体業の許可申請を初めて行う申請者が, 既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けており, 本市にその許可証の写しを提出したときは, 添付書類の一部(5・6(定款又は寄附行為及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を除く。）・7から9まで・12)の提出は不要となります。